

令和5年度第1回伊賀市行政事務事業評価審査委員会 議事概要

開催日時	2023(令和5)年10月2日(月) 午後1時から午後3時30分
開催場所	伊賀市役所本庁舎5階501会議室
傍聴者数	0名
出席委員	小林 慶太郎【1号委員】 井上 順子【2号委員】 松村 元樹【2号委員】 藤本 久司【2号委員】 安本 美栄子【4号委員】 尾登 誠【4号委員】
欠席委員	船見 くみ子【2号委員】 高橋 健作【3号委員】 久保 千晴【4号委員】 西口 真由【4号委員】
事務局	○デジタル自治推進局 局長 宮崎、次長 奥田、行政改革推進係長 大山、主査 大澤、奥本 ○総務部総務課 課長 前田
議事日程	1 開会 2 あいさつ 3 諮問 4 議事 (1) 指定管理者制度の解説 (2) 令和5年度専門家チーム報告書の説明 (3) 本年度審査の進め方 5 その他 (1) 前年度の答申に対する取り組み状況の説明
配布資料	当日配布資料 【資料1】伊賀市行政事務事業評価審査委員会委員名簿 【資料2】伊賀市行政事務事業評価審査委員会条例 【資料3】令和5年度伊賀市行政事務事業評価審査委員会日程表 【資料4】指定管理者制度の解説 【資料5】審査資料 【資料6】本年度審査の進め方 【資料7】前年度の答申に対する取り組み状況について 【資料8】補助金等の適正化に関する指針
議事概要	<u>1 開会</u> <u>2 あいさつ</u> 小林委員長による挨拶 岡本市長による挨拶 <u>3 諮問</u>

岡本市長が小林委員長に対し諮問書を交付

4 議事

(1) 指定管理者制度の解説

資料4をもとに事務局による説明

【委員長】

指定管理者制度は公共施設の管理を民間で実施する制度である。

施設の使用許可について補足すると、施設の使用許可を巡って問題になることがある。例えば、使用目的を誤解し使用許可しないケースや、逆に反社会的団体あるいは、差別的な活動を行う団体にも許可してしまうケースである。他の地域では公の施設としての妥当性や指定管理者の資質が問われるような問題も起きており、公の施設を民間に管理してもらうことは難しい側面もある。

制度の主旨は、民間のノウハウを活用してサービスを向上させることである。

ポイントは、

①サービスの向上につながるノウハウをもった企業に指定管理を依頼できているか、そのような団体を吟味して選んでいるか、惰性で選んでいないか、公募ができているか。

②自主事業で指定管理者が利益を得る、または利用料金制を導入し施設利用に比例して指定管理者も潤う、施設が活発に利用される、このような仕組みがどの程度採用されているのか。

③モニタリング、運営状況がうまくいっているか、指定管理導入前後でサービスは向上しているのか、これらをモニタリングにより確認できるか、惰性で実施していないか。

これらの点を、これから審査していく必要があると考えている。

(2) 令和5年度専門家チーム報告書の説明

資料5をもとに事務局による説明

【委員】

③公募の徹底について

伊賀市内の指定管理者制度を適用している施設のほとんどが非公募の状態とのことであるが、それに対して、専門家チーム報告書では、「条例第5条は非公募を認めているものではないと解するのが合理的な解釈であると思われる」となっており、次に「仮に」との表現も用いられている。このように現行の条例では明確でないことが読み取れるが、実際は、どのような解釈なのか。

➤ **【事務局】**法的に訴訟や係争があったわけではなく、専門家チームの弁護士から意見をいただいた話である。具体的には、伊賀市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の5条は、

申請手続きを免除する条文であり、「市長は、公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を活用した管理を行うことにより事業効果が明確に期待できると認められるときは、第3条の規定による申請に寄らず、市が出資している法人又は公共団体に若しくは公共団体を指定管理者の候補者として選定することができる。」と規定されている。

第3条の規定による申請では、「法人その他の団体であって指定管理者の指定を受けようとするものは、次に掲げる書類を添えて申請しなければならない」とある。

前後するが第2条では、「指定管理者になろうとする団体を公募しなければならない」との条文がある。

以上のことから第5条で免除するものは申請のことであって、公募を免除するとは読み取れないとの専門家チーム弁護士の意見である。また、これまでの伊賀市の運用を考えると、申請が免除されるということを公募しなくてよいと解釈しているようなので、今後、公募や非公募といった運用を続けるのであれば、この条例はわかりづらいので見直していくべきとの意見もあった。

【委員】

③公募の徹底について

公募が許容されるか否かの審査は議会が実施しているのか。

- 【事務局】まず担当課が公募か非公募のいずれで進めるかを選定委員会へ付議する。仮に非公募で申請した場合は、選定委員会で非公募が適切な案件であるかの審査を行う。選定委員会で公募を示される場合もある。最終的には指定管理者制度は議決案件のため議会で決定する。

【委員】

⑧決算書類の確認について

それぞれの事業ごとに損益計算書を作成するとあるが、単式簿記では、損益計算書をつけていないと思う。それでも、複式簿記方式の損益計算書を作成するということか。

- 【事務局】損益計算書について、専門家チームが指摘していた事項は、指定管理者収入があって支出側は単式簿記であるが、指定管理料がどこに充てられたのか非常に不明確であり、セグメントごとに、どの経費として充てられているのか、市として指定管理料積算した際の経費と合致しているか、その点がしっかりとみられていないとの指摘だった。損益計算書であることは問題ないと思う。

【委員】

③適度な受益者負担について

減価償却費とあるが、これは貸借対照表に記載される経費で、通年で評価する指標だと思う。このような評価の仕方も求めるのか。

- **【事務局】** 受益者負担の減価償却費については、そもそも公の施設の使用料を積算して会議室の時間当たりの使用料を算定する際に、減価償却費の視点も入れたうえで、そのうちの何パーセントを受益者からもらうという視点を、また維持管理経費も含めて、算定しなくてはならない。使用料を決める段階でこれらを踏まえて考えるべきだといった話もあった。損益計算書の様式は、必要性に応じて考えていきたい。
- **【委員】** 減価償却については、そもそも建物や備品を何年で減価償却し次にどうするかという趣旨であり、少しニュアンスが違ふと感じる。この場合、資産勘定しなければならないが、施設自体は資産勘定しておらず情報が無い。違和感は覚えるが状況は分かった。
- **【事務局】** 施設コストがいくらであり、そのうちの何割を利用料で見込むことによる施設使用料の設定といった話と受け止めている。現状は、施設台帳で減価償却費や取得費、耐用年数を管理している。今回の指定管理者施設においても減価償却費が高いにもかかわらず、収益が僅かなものが沢山あった。全く同じものを建て替える場合に減価償却費は大事な視点との指摘であった。

【委員長】

今回は指定管理者制度の在り方について諮問いただいている。その前提に専門家チームの意見がある。我々、委員としては専門家チームの意見に完全にしばられなくてよい。委員として違和感がある点もあるはず。専門家チームが言ったことの主旨は今日ここで共有とするが、専門家チームの意見に対し違ふと思うところは、次回以降の審査の中で意見としてあげる形としたい。

個別事業ごとに取組むべき指摘事項に対する対応方針では、全庁的な方針が示されたら検討するといった担当課の受け身が感じられる。全庁的な方針を示すためにも委員会において提言できればよいと思う。

【委員】

④指定管理者選定委員会の役割について

指定管理者選定委員会は伊賀市で一つあり、そこで対象施設の全てを審査しているのか。

- **【事務局】** そのとおりである。選定委員会が審査し、指定管理者を選定する際は、公募・非公募に関わらず議題となり、そこで適正かを判断いただき、最終的に議会にかけられる。
- **【委員】** 選定の際に一度しか集まっていないという指摘を受けているということか。
- **【事務局】** 専門家チームからは一度でなく、出発段階から委員会

が関わるべきという意見をいただいている。

- 【委員】個人的な感想だが、非公募ということが一番のネックであり、一般競争入札のようなものが行われれば、委員会の開催回数、委託料の適正化、施設毎の大きな方針などの様々な問題が全て動き出すのではないかと感じた。

(3) 本年度審査の進め方

資料6をもとに事務局による説明
(意見等なし)

【委員長】

委員の皆さんへ、次回以降の審査にあたり必要な書類は事務局へ要求していただきたい。伊賀市内の土地勘がないため、指定管理施設の位置関係が分かる地図があると助かる。

- 【事務局】準備し、別途共有させていただく。

5 その他

(1) 前年度の答申に対する取り組み状況の説明

①伊賀市遺族会への対応について

【事務局】

ご承知の通り、伊賀市遺族会から昨年度の審査結果の意見欄の表記に対して異議があり、審査結果に影響を与えないように配慮しながら、委員長に相談し、表現内容を改めさせていただいた。

伊賀市遺族会へは8月22日付けで、その旨を通知し、市ホームページに掲載している審査結果資料についても修正済みである。

その後は伊賀市遺族会から再度の異議申し出はないことを報告させていただく。

(意見等なし)

②補助金見直しの進捗

資料7、8をもとに事務局による説明
(意見等なし)

以上